

大 市 民 第 4 1 8 号
令 和 7 年 9 月 2 9 日

大阪市ヘイトスピーチ審査会
会 長 中井 洋恵 様

大阪市長 横山 英幸

ヘイトスピーチに係る拡散防止措置及び公表内容について（諮問）

令和7年8月5日付け大へ審答申第2号により貴審査会から答申のあった案件番号「令3-1」の表現活動（同答申において大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1項各号に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当しないとされたものを除く。以下「本件表現活動」という。）について、同答申に基づきヘイトスピーチに該当すると認定したので、本件表現活動に係る条例第5条第1項の規定による表現の内容の拡散を防止するためにとる措置及び公表の内容を別紙記載のとおりとすることについてご意見をいただきたく、条例第6条第3項本文の規定に基づき諮問します。

案件番号「令3-1」について

1 表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容

表現活動1ないし11のうち、下記2(1)に記載の表現活動9については、下記2(3)に記載のとおり、インターネット上の短文投稿サイトに係る運営者に対し、サイト内に掲載された投稿を削除するよう要請したが、引き続き、不特定多数の者が閲覧できる状態に置かれていたことから、同運営者に対して削除要請するよう、大阪法務局に依頼した。

なお、残りの表現活動1ないし8、10及び11については、大阪市ヘイトスピーチの対処に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当しないため、以下記載については省略するものとする。

2 公表の内容

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の表現活動9は、ヘイトスピーチに該当する。

(表現活動9)

平成28年6月5日に、自身が管理するインターネット上のウェブサイト内に掲載されているウェブページに関する内容について、インターネット上の短文投稿サイト「X」(<https://x.com/>。以下「本件サイト」という。なお、令和5年7月23日以前までは「X」の名称は「Twitter」、「ポスト」の名称は「ツイート」であったが、本件では、便宜上、時期の前後を問わず、統一して「X」及び「ポスト」を使用する。)にポスト（以下「本件ポスト」という。）を投稿し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動9」という。）

(2) 本件表現活動9に係る表現の内容の概要

【本件表現活動9が削除された場合】

- ・「屑在日どもの巣、大阪市生野区」、「バ韓国籍のオス」との表現が認められる。

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

【本件表現活動9が削除されない場合】

- ・侮蔑的な表現及び一般的に人間以外の生物に用いられる表現を使用し

て、大阪市内の特定の行政区及び在日韓国・朝鮮人を表し、当該行政区は在日韓国・朝鮮人が多く居住しているという旨の表現

(3) 本件表現活動9に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動9について、本件サイトを運営するプロバイダ（以下「本件プロバイダ」という。）に対し、令和7年8月6日付けで本件ポストにおける報告フォームを通じて、また、情報流通プラットフォーム対処法に基づき、削除申出窓口として設けられた権利侵害が疑われるポストに関する申請を受け付ける専用の申請ページにおいても差別表現を含む旨の報告を行い、併せて郵送による削除要請を行った。

その後、令和7年8月8日付けで本件プロバイダから本件プロバイダのセキュリティポリシーに違反していない旨の連絡があり、令和7年8月28日現在においても、引き続き、本件サイトに本件ポストが掲載され、不特定多数の者が閲覧できる状態に置かれていたことから、本件プロバイダに対して本件ポストの削除要請を行うよう、同日付けで大阪法務局に依頼した。

(4) 本件表現活動9を行ったものの氏名又は名称

【本件表現活動9が削除された場合】

※本件表現活動9については、本件ポストが削除されておらず、インターネットを利用して不特定多数の者が閲覧できる状態に置かれていることから、条例第5条第5項の規定の趣旨に鑑み、本件表現活動9を行ったものの氏名又は名称等である「【本件表現活動9が削除された場合】」の公表は差し控える。

【本件表現活動9が削除されない場合】

本件表現活動9が令和7年9月28日現在においても不特定多数の者が視聴できる状態に置かれており、本件ポストに表示されるユーザー名を公表することで、差別の拡散につながるおそれがあり、かえってこれを行ったものの意図・目的に沿うような事態になることも想定されるため、第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

※ 本件表現活動9を行ったものに係る本件ポストに表示されるユーザー名については、氏名又は名称と同一視はできないものの、本件サイトの投稿者や視聴者の間では通称として機能しているなど、社会的に認知されており、氏名又は名称に準ずるものとして扱うことに合理性があると考えられることから、本件ポストに表示されるユーザー名を氏名又は名称に準ずるものと判断している。